

別 添

12月11日説明会後の見直し内容について

○利用方法の見直し

説明会の内容		
遊漁船の係留場所	釣り客の乗降場所	釣り客の駐車場
賀露1号物揚場	6号岸壁	千代地区ボートパークの駐車場 又は 6号岸壁エプロン
千代地区ボートパーク(一時係留場所含む)		
賀露地区ボートパーク		



※赤文字・アンダーラインが説明会からの変更箇所

見直し後			
遊漁船の係留場所	釣り客の乗降場所	釣り客の駐車場	
賀露1号物揚場	賀露1号物揚場	賀露1号物揚場エプロン	
	6号岸壁	千代地区ボートパークの駐車場 又は 6号岸壁エプロン	
千代地区ボートパーク	陸域の利用者で水域の一時係留許可を得る利用者		千代地区ボートパーク内一時係留場所
	陸域の利用者で上記以外の者		鳥取マリーナ周辺又は6号岸壁
	水域の利用者	棧橋又は6号岸壁	
賀露地区ボートパーク	6号岸壁		